

## 長良川河口堰検証第1回プロジェクトチーム会議

日 時 : 平成23年6月8日(水) 午後3時～午後3時50分

場 所 : 議事堂5階大会議室

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、長良川河口堰検証第1回プロジェクトチーム会議を開催いたします。開会にあたりまして、小島先生からご挨拶をいただきます。

(小島座長)

長良川河口堰 PT の座長を務めさせていただきます小島と申します。愛知県の政策顧問と名古屋市の経営アドバイザーを承っております。長良川河口堰検証 PT ですが、これは河村市長、大村知事の選挙のときの共同manifestoにあります、「長良川河口堰の開門調査」という事柄についてどのように進めていこうか、というプロジェクトチームであります。

今日は第1回目のプロジェクトチーム会議、これに引き続いて第1回目のヒアリングが行われるということなので、まず最初のようにスタートが切れたと思っております。時間が限られていますので、早速議事に入りたいと思っておりますけれども、今日おいでいただいている出席者であります配布資料にあります出席者名簿をご覧くださいと思います。傍聴の方もいらっしゃいますので自己紹介をさせていただきます。

私がこのプロジェクトチームの座長を務めさせていただきます小島と申します。現在、青山学院大学の国際政治学部で、教鞭をとっております。青山学院の前は、環境庁、環境省で35年間国家公務員をしておりました。大村知事、河村市長の委託を受けましてこの長良川河口堰検証チーム、いい結果が出せるように頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(蔵治委員)

東京大学の蔵治光一郎と申します。この度、委員を務めさせていただきます。私の所属ですけど、資料には生態水文学研究所長と書いてございますけれども、大学院農学生命科学研究科附属演習林というところの研究所でございます。5月31日まではこの研究所は愛知演習林と呼ばれていましたが、6月1日からこのような研究所に変わりました。この研究所は愛知県瀬戸市にありまして、この研究所に勤めて9年目になります。この度はどうぞよろしくお願い致します。

(辻本委員)

名古屋大学の辻本でございます。私のベースは河川のダイナミックスで、場合によっては

治水の問題、最近では応用生態工学という形で、いわゆる河川の問題、あるいは土木の問題と生態をつなぐ学会の創設から生態学の人と一緒にやってきたということで、幅広く水に関わることをやっています。

名古屋大学にきたのは平成9年でしたので、もう長良川河口堰は出来上がって操作に入ってからでしたけれども、その後、見せていただいています。よろしくお願い致します。

(松尾委員)

中部大学工学部の松尾でございます。現在工学部長と兼ねて大学院工学科長を務めております。私の専門は環境水理学、河川工学ということで、特に水の流れと水質の変化に関する研究をずっとやっています。

河口堰については、運用以来、河口堰モニタリング委員会の委員を務めておりまして、その後、河口堰だけではありませんけれども、ダムとか堰とかそういったところのフォローアップ委員会の委員をしておりますので、そういったところでダムとか堰の管理の問題についても色々勉強させていただいているというところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

(村上委員)

名古屋女子大学の村上です。私の専門は、川の水や生物、そういったことを中心に調べております。河口堰ができると水や生物がどう変わるか、ダムができますとその下流で生物の生態はどう変わるか、そういったことを研究しております。

これから活発な議論ができるように色々と傍聴の方もご協力いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

(小島座長)

ありがとうございました。それでは議事に入っていきたいと思っておりますけれども、冒頭に、この長良川河口堰検証プロジェクトチームに対する私の考え方と3点ばかり述べさせていただきます。

第一点は、国や地方自治体が設ける委員会、審議会は多々ありますけれど、どういうふうに運営していったらいいかということです。私の35年間の公務員生活の中で、こういう委員会というのはたくさん手がけてきましたが、役所が事務局になって資料提供から報告書のドラフトを作るというパターンがまずあります。多くはそういうふうになっておりますし、私もそういう仕事をしてきました。しかし、今回の検証というのは、これまで役所がやってきた事柄を検証することなので、そういうやり方は適当ではないだろうと思っております。これは福島第一原発事故の検証を役所がやるというのはおかしいね、という最近の議論と同じであります。それではどういうやり方があるかということですが、委員会、審議会、今回はこのPTですけれども、これらが独立をして議論をし、報告書をドラフ

トしていくというやり方があります。こういうやり方はどうかというと、日本の役所ではあまりポピュラーではありませんけれども、国際的には極めて当たり前のこととおもいます。例えば、イギリスの気候変動の経済学レポートであるスターンレポート、近くは、ドイツの今回の脱原発の政策の方向を決めるベースとなったドイツの倫理委員会レポートなども委員が集まって議論し、委員の責任でレポートを作るというやり方をいたしました。この長良川河口堰検証プロジェクトチームもメンバーが責任を持って報告書をドラフトし作り、そして県民や市民の方々に我々が説明をする、という国際スタンダードのやり方がいいのではないかと考えております。これは私の考え方でまた PT でもご議論をいただきたいと考えております。

二つ目は、原則として全て公開ということであります。この長良川河口堰の検証というものは、知事の委嘱によるものであります。愛知県民名古屋市民の負託を受けて行うものであるというふうに思います。その正当性は、愛知県民、名古屋市民の信頼というところにベースが置かれると考えております。市役所の活動、県庁の活動もそうですが、役所の活動の原資は税金であります。タックスペイヤーに対する責任を果たすということは基本的な責務であると思います。長良川河口堰には愛知県民、名古屋市民は多額の費用を払っております、また払いつづけようとしています。それに見合う効果があり、今後もその効果があるのかというのは、タックスペイヤーに対する責任と考えています。そういう意味で、原則として全て公開するというのは責務ではないかということを考えております。

三点目です。愛知県民、名古屋市民にわかりやすい議論、あるいはわかりやすい報告書を作るということが三点目であります。私は最後の10年間は、気候変動の問題に関わってきましたけれども、これは科学と政策決定が緊密に結びついていたテーマです。科学者は世界中で色々な調査をし、議論をしてレポートを書いています。しかし、そのレポートの内容が一般の方々に理解をされないと政策というのは進みません。この検証プロジェクトチームは学会ではありませんので、政策に役立つ科学的な知見を整理することが任務だと思いますので、専門家の間でしか通用しない専門用語やテクニカルタームで言葉を語らないで、愛知県民や名古屋市民にわかりやすい、理解していただけるような議論や報告書をまとめていきたいと考えております。専門的な事柄をわかりやすく書いていくというのは非常に難しいことで、いわゆる専門的な事柄を一般の方々に翻訳して説明するという技量が必要となりますが、この委員会はそれができると考えております。3点でありますけれども、これが、愛知県民や名古屋市民の方々に浸透して、よりよい河口堰の議論ができるとよいと考えております。

今日の議事は3つ実質的にはあります。河口堰検証 PT 及び専門委員会の進め方というペーパーとヒアリング運営要領、ヒアリングの対象者の選定要領という事柄であります。資料としては、河口堰検証プロジェクトチームの設置要綱と、それからプロジェクトチームの傍聴に関する要領というものが配られております。これは、愛知県の方で用意していただいたもので、我々のプロジェクトチームはこの設置要綱に従い設置をされているという

ことであります。時間の関係上、読んでいただければよろしいかと思います。

いずれにしてもこれは県の方で制定をしていただきましたものですから、PTの権限の範囲の外と理解をしております。そしてPTの権限の範囲内、どうやって運営をするか、ということでもあります。まず、ちょっと順番が前後いたしますけれども、この後すぐヒアリングが入っておりますので、ヒアリングの運営要領とヒアリング対象者の選定要領の方を先にさせていただきます。

ヒアリングの運営要領、座長の案でございます。選定要領も座長の案でございます。今回はヒアリングの会場として愛知県にご配慮をいただきまして多くの方が傍聴できるこの会場を取っていただきました。まことにありがとうございます。それからヒアリングの公開について、今日も公開で行うということで、その手続きを取っていただきました。ヒアリング対象者の発言、プレゼンテーションで用いる資料などは全て公開をする、そしてフロアの方々、あるいはその資料を見て意見を言いたい、あるいは、これはおかしいのではないかというご意見や反論もおありでしょうけれども、時間的な制約もありますので、それはペーパーなどでもいただいてホームページでも公開をしたいと思っております。全ての議論を公開することが基本であります。その議論の公開の場所というのは、愛知県にお願いいたしましてホームページに長良川河口堰検証PT等の欄を設けていただいて、そこに載せるということでもあります。日本ではすでにユーストリームなどができておりますが、これについてはもう少し検討をさせていただきたいと思っております。そのまま中継をするということもありますし、あるいはアーカイブでアップするという方法もありますが、まだ、十分な検討が済んでおりませんので、これは、しばし検討事項とさせていただきたいと思っております。

ヒアリングの結果の整理と評価ということではありますが、ヒアリングの結果の整理と評価はPTが行います。それから別途専門委員会の報告が取りまとめられることになっておりますが、これについて両方、愛知県知事、名古屋市長に報告をする、ヒアリングの結果は愛知県知事、名古屋市長に報告をするという形になります。

続きましてヒアリング対象者の選定要領であります。ヒアリングの目的、このPTの目的でもありますけれども、長良川河口堰の扉を閉めるか開けるか、その弾力的な運用の技術的、社会的な課題、あるいは想定される運用によって生じる治水、利水、環境への影響、愛知県民及び名古屋市民の費用対効果その他色々な問題があると思っておりますが、広く意見を聴きたいと思っております。この目的に照らして、同じなんですけれども、聴いている人がわかる、そういう話をさせていただきたいし、質問があればそれに対して回答ができるという人を選びたいと思っております。その根拠なども明らかなことが話せる人を期待していますけれども、いろんな経緯がありましたから個人的な体験に基づく懸念や期待ということでも結構だと思っております。

ヒアリングの対象者はこのPTで決めたいと思っておりますが、個人の名前等々、選考プロセスというのはいわゆるプライバシーの問題もありますので、PTで話し合っ、この人

にするというのはこの PT で決めますけれども、選考過程というのはプライバシー問題に配慮しなければならないと思っております。

以上が、ヒアリングの運営要領と選定要領についての説明ですけれども委員の方々のご意見をお願い致します。ご自由にどうぞ。

(村上委員)

座長が冒頭に説明されたように、独立性それから公開性、わかりやすさ、それが保障されたヒアリング運営だと感じております。原則的にはこの案で異議ありません。

(小島座長)

どうでしょうか、なんか強制するようで申し訳ないですけど。いかがでしょうか。

(松尾委員)

運営要領(案)の4に、整理と評価とありますが、ヒアリングの内容の整理はいいんですが、評価も行うことになるのかどうかというところです。要は、要点を取りまとめてそれを整理をして報告することと、内容をこのプロジェクトチームで評価をして、その評価結果を報告することは、全然違う意味を持つと思います。設置要綱(案)でいいますと、そういった評価というのはどこにも書いてありませんので、私としては、その要点をわかりやすく整理をして、そして先ほど先生がおっしゃったように専門的な言葉があればそれを翻訳してわかりやすい形で、皆さま方にその要点を伝えるそういったことでよろしいのでないかと思っているのですが。だから、評価までは必要ないのではないかと思います。

(小島座長)

ありがとうございました。辻本委員、どうでしょうか。

(辻本委員)

松尾委員から言われた話は、十分整理できていないのでよくわからないのですが、資料1で設置要綱が決められていて、資料2も先ほどおっしゃったところによると、これが大前提ということですね。その後、資料3からの話をプロジェクトチームで議論しながら、現実的にどうやって、やっていこうかということを決めましょうという話だという理解なのですが、まず、設置要綱の方がそれをきちっと保障されるような書き方がされているのかなというのは、今の評価の問題も含めて気になりました。私もまだ十分見ていなかったもので、おや、そんな問題がまだ残っていたのかという気がしました。

そこから先、設置要綱を読まないまま座長の話聞いて、そのとおりでろうと思いました。公開であるからできるだけ専門用語を市民に理解されながら使うということというよりも使わないのではなく使っていくというようなこと、それを市民にわかりやすくという

ことなんでしょう。これは大事なことなだけけれども、なかなか難しいのは、例えば、安全と安心の問題でも、科学的に安全ということをなかなか安心感を持って市民に伝えられないということがよくあります。これでよく政治家がやるところは、自分でカイワレ菜を食べてみてこんなに安心ですよというような言い方で、ある意味では、科学的な議論をごまかしてしまおうとする場合があります。そのギャップをどういうふうに我々が乗り越えられるかというところが問題でしょう。市民に説明するとき安全の問題ではなく安心の問題なんだよと、問題をすり替えることのないようにどこまでやれるのかというのは、私自身なかなか自信のないところだなという気がします。座長がおっしゃったことを、なるほど全くそうだなと思いながらもその安全と安心を克服するところに、非常に大きな課題を我々は持ってしまうなと感じます。

それから、PTに万能の役割を期待されるのだけれども、果たしてどこまでやれるんだろうかというのは、非常に難しいなという気がします。例えば、日本学術会議もよく政策提言をやるのですが、限られたメンバーで出される政策に関わる提言は必ずしもパーフェクトに仕上がらない。その一番の問題は、十分な作業が担保できないというところにあるんです。

この4人のPTのメンバーで全てのドラフトを作って、全ての資料の、資料はいろんな所に集めてもらうにしても、それをどのようにプレゼントしていくかといったプレゼンテーションの仕方等の作業については、やはりなかなか我々の力量、時間だけではできないところがある。そのところで、どういうふうにして他の人たちの手を借りていくかということも非常に重要なところだと思います。例えば非常に有能な役人もいるわけだから、そういう人たちとも連携することは大事であるし、場合によっては市民にそういうことを語りかけながらやっていくことも大事なので、全てがPTのメンバーだけでやり遂げたからそれは信頼性があるとか、それは市民からも受け入れられるというものでもないのではないのです。できるだけ色々な人の力が結集できるような姿でやるというのが私は大事なことでないかという気がしました。その二点です。

(小島座長)

ありがとうございます。蔵治先生どうでしょうか。

(蔵治委員)

今、座長から資料4と資料5のヒアリングについてだけを審議してくださいと言うことだったので、そちらだけで考えれば、この原案で私はとてもその、最初に座長がおっしゃいました3点の原則のとおりになっているだろうと思います。ただ、確かに評価の点については、評価というものが出来た瞬間に、評価と言うのはどういう基準で行うのかという問題が確かにありますので、ここは整理という段階か、或いは資料1の方にある言葉ですと知見を集約整理してというのがありますので、整理にとどめておくというのも有り

得るだろうと思います。

それで今、辻本委員がおっしゃった点なんですけれども、これはヒアリングの要綱の議論をちょっと超えているかというようにも思いまして、それは最終的な報告書をヒアリング或いは専門委員会を含めた形で、まとめる時にどうするかというご議論をするのではないかと思いますので、そこはちょっと分けていただいて、まずPTはヒアリングについてなんだかの整理はしなければならないだろうと私は理解しております。それで専門委員会については、この後に議論してはどうかと思います。

(小島座長)

はいどうぞ。

(辻本委員)

蔵治さんが言われたようにヒアリングについて議論をするということであれば、それで良いんですけど、PTの役割の中に実は専門委員会のことも我々の役割の中にも含まれているんですね。

例えば要綱にも進め方の所にも検証PTの下に専門委員会を設置するという形になって、で我々の下という書き方をされている限り、専門委員会でどんな事がどのように議論をされて、どんな形で上がってくるのか、それをまだ議論をしていない所なのですが、上がってきたものに対して、我々が何らかの判断なり、評価なり、整理なり、それは分からないが、我々の責任下に入ってきてやらないといけないので、今、PTの役割を議論する時にヒアリングだけに限定して話をする事が出来ないなというように、専門委員会という話がどうしても重く引っ掛かってきます。

専門委員会のことも含めてPTは整理しなければいけない。それはPTの下に専門委員会を置くという書き方がされているから。ということはヒアリングの議論だけでお茶を濁しておく訳にはいかないという気がしたのです。先走ってしまいました。

(蔵治委員)

はい、それもそうなんですけれども、そういう意味ではまずこの資料1とか2とかいうPT設置要綱に今、(案)というのが付いているんですけれども、この(案)というのは今日、(案)を取って確定させるというプロセスとかがないと先に進まない部分があるかと思いますが、それはここで決める権限が無いという、範疇ではないという、そこら辺をもうちょっと整理された方が良い気がするんですが。

(小島座長)

ありがとうございます。ちょっと整理をさせていただきます。ヒアリングの運営要領とヒアリングの選定要領、これにつきましてご意見を頂いたのは、運営要領の4の評価です

ね。これはヒアリングをまだ始めておりませんので、ヒアリングを進めながらどうことができるかということで、継続的にこの評価についてはヒアリングを進めながらご検討を頂いて、それ以外は取り敢えずのところ、今、蔵治さんがおっしゃったところで知見を整理するということで、運営要領を直して（案）を取りたいというように思います。

それからヒアリング対象者の選定要領にはご意見がありませんでしたので、（案）を取っていきたいと思います。

問題ですけれども、長良川河口堰PT及び専門委員会の進め方に移りたいと思いますが、今、蔵治先生からお話がありました、設置要綱はこれは既に愛知県庁の中で決裁が終わっているものですね、これについては（案）ではありません。これは知事から我々が委託を受けるという、委嘱を受けるということで、こういうフレームで既に県庁で決裁が取られているものであります。そういう意味では、我々の検討の範疇ではない。

プロジェクトチームの傍聴に関する要領はこの会議の運営の仕方ということで、我々がこれで良いかということを決めることですけれども、これも愛知県庁の中の色々な検討会とか審議会とかございますので、それとの教則を取りながら作っていただいているものなので、それはまあ尊重をしたいというふうに思います。もしこれで問題がなければ、これは我々が了解をしなければならない所なので（案）を取りたいと思いますが、如何でしょうか。よろしいですか、ありがとうございます。

そこで3つ目の今ご議論があった長良川河口堰検証PT及び専門委員会の進め方という所でございます。

PTの目的、運営ということで、まあ簡単に説明します。目的は大村知事と河村市長のマニフェストの長良川河口堰の開門調査に関して、一つ目は長良川河口堰の建設及び運用というものが自然環境及び地域社会に及ぼした影響、これはもう出来ていて色々なデータも出ておりますので、それを検証する。それからこの長良川河口堰というのは愛知県だけではなくて、岐阜県、三重県にも関係することですので、長良川流域全体を視野に入れて考えると。

3つ目は、しかしこれはこのマニフェストから来ている訳でありまして、愛知県民及び名古屋市民の立場から今後の長良川河口堰の最適な運用方法を提言するということでもあります。既に今、長良川河口堰は出来て運用されておりますので、ずっと締め切る、或いはずっと開けるという間に長良川河口堰の最適な運用方法というのがあると思いますが、その方法を提言するということが目的だというふうに考えております。

それから会議の運営についてご議論がありました。なかなかこの5人だけで多岐にわたる検討項目を全部我々が執筆をし、そして議論をしていくというのも難しい部分もあります。PTは関係者からのヒアリングを行う、それから専門委員会というのは専門的な知見を持つ人からも意見を聴いて、それぞれの委員の間で討議をするということで考えております。専門委員会はこの5人に加えて概ね5人ぐらい、全体で10人ぐらい、あまり大きくても議論が収斂しませんし、少ないと作業量も大変ということで、そのぐらいの規模で専

門委員会というものを作りたいというふうに思っております。

会議は概ね 2 時間から 3 時間ということですが、いつまでに纏めるかということを見ると、秋を目途とこういうふうに書いておりますが、なかなかメンバーが集まってやるといっても結構大変なことなので、集中的な検討が必要なのではないかというふうに私は思っております。先日、ドイツの倫理委員会のミランダさんとお話をしましたが、なんか合宿をしてやった、そういうようなことも必要なのかもしれないというふうにも思います。

会議は全て公開。報告書は県民及び市民にわかりやすくというのが原則であります。庶務は愛知県にお願いをしてあります。我々が資料を全部集めてくるというのは大変なんで、愛知県、名古屋市に資料の提出をお願いしたいというふうに考えております。専門委員会と P T の委員の追加というのは、更なる専門委員をお願いをする場合に 2 つの方法がありますが、設置要綱では専門委員会を設置して、そこで議論をするというのが設置要綱です。仮にそうではないと言う場合には検証 P T の委員を拡充するという方法がありますが、その場合は愛知県さんの方に設置要綱の改正をお願いしなければならないという手続きが生じます。そういうことになりますので、この設置要綱に従って検証 P T の下に専門委員会を設置するという形で私は行きたいというふうに思っております。

検討項目については皆さんのご議論を是非、頂きたいと思っております。問題は報告書の目途、知事、市長からは出来るだけ早くと言われておりますけれども、来年度の予算編成、役人だったものですからそういうことを直ぐに考えるんですが、秋を目途に報告書が纏まると県庁、市役所の方もそんなに苦勞をしなくても良いのかなというふうにおもっております。こういう期限でそれを目標として作業を進めたいというのが案でございます。ご意見を頂きたいというふうに思います。如何でしょうか。

(松尾委員)

ここは検証 P T 及び専門委員会の進め方ということになっていますが、設置要綱にある検証 P T の下に専門委員会を設置するというようになってますね。ではその専門委員会の性格とか位置付けはそういうことなんですが、先ほど座長が言われたように我々もそこに入って、更に委員も加えてというような専門委員会であれば、屋上屋を重ねるようなものであって、むしろ P T に新たな 5 人の方を加えて、それで専門的な意見を戦わせるという方がまだスッキリするんじゃないかと思うんですね。ですから専門委員会を設けるということになっているから専門委員会が何をするのか、どういう役割を果たすのか、これは議論をしておく必要があるんじゃないかと思えます。

そうじゃないと例えば報告書もですね、プロジェクトチームがヒアリング、それから専門委員会の報告、最終的には我々の責任で取り纏めて知事なり市長に報告するということだと理解していたんですが、例えば報告書の作成のところを見ても、ヒアリングの取り纏めは P T が作成する、専門的検討の取り纏めは専門委員会が作成するとなっているものですから、では最終責任はどこが持つのか曖昧になっているんじゃないかと思えます。

ですからもう少し専門委員会の役割ですとか、このPTとの関係をきちっと議論をした上で、例えば専門委員会の運営要領みたいなものをまず先につくらないと、それから次が進め方になるんじゃないかというふうに思うんです。

(小島座長)

はい、他はご意見ございませんでしょうか。はい、辻本先生。

(辻本委員)

私も前にも座長に申し上げたのですが、専門委員会の性格がよくわからないなと思います。確かにPTもその専門性を理解していただいてメンバーを集められたということで、様々な分野の人間が入っていて一応、判断する評価するというこのために我々が努力するということはやぶさかではない。しかし専門委員会の議論をどういうふうに我々の所に組み込んでいくのかということが非常に疑問だと思います。

例えば専門委員会は専門委員会で纏めてPTに報告するタイプなんですね。専門委員会で議論してもらった所はPTの中でもう一回、それをどのようにヒアリング結果と含めて位置付けていくかということ了我々の中で議論すると私は思ったのですが、その時に我々PTが全員揃って専門委員会の中にいるということは、ちょっと変な話になると思うんです。いつかお話しした時に、座長は、多くの審議会では審議会のメンバーや専門委員を増やして専門委員会を形成することが多いのですよとおっしゃったんだけど、その時には元々の審議会のメンバーが全部その専門委員会に行っている訳ではないですね、他にも専門委員会があつて、ある関連のある部分は別途専門委員会の大きな人数でそのテーマを議論して、そして限られた人数の審議会のメンバーの所に戻ってくるというものなんだけれども、今回はPT委員がみんな揃って一つの専門委員会に入って、そしてPTの所へ持ち上げることになりますね。4人とも入って議論した結果であればPTではなんら客観性みたいなものが生まれてこないのではないかな。専門委員会を置くなら、PTの下に置くということとともに、ある程度の独立性みたいなものがあつて、そこで議論してもらったものをPTに持ってきて徹底的に議論して、様々な専門性を取り込んでPTとしての取り纏めを議論した方が良いと思います。そうでないとPTのメンバーが全員入るというような専門委員会は、何かちょっとそこの仕分けが出来ないので、整理しないといけないでしょうね。そうでないと持ち上げてきた時に論点の客観性とか独立性とかが担保されないんじゃないかという気がします。

(小島座長)

ありがとうございます。村上先生如何でしょうか。

(村上委員)

専門委員会とPTの役割分担なんですけれども、辻本委員がおっしゃった専門的判断と評価が議論出来るのであれば組織の形態にはこだわりません。これを拡大しても結構ですし、また別の委員会を作っても結構、それが煩雑と言うのであればこれを拡大しても構わないと私は考えます。

(小島座長)

ありがとうございます。蔵治先生は如何でしょうか。

(蔵治委員)

私も皆さんのご意見を拝聴しておりまして、どちらでも良いと言えどどちらでも良いと言いますか、要は実質的な議論が出来て、アウトプットの責任の所在がはっきりしていれば良いだろうと思います。それでやはり煩雑になりすぎるとその都度、規約を作ったり大変だと言うことも良くわかりますので、合理的には2番のオプションの拡充という方向も十分あり得るかなと感じました。ただし、拡充にしてもあまり人数が多いと合議なり、合宿なり、日程調整なりが困難もあると思うので、10人以下という範囲になるのではないかと、それで専門性がカバーできればいいかなと思っています。それと合宿という点が提案されましたけれども、私は大変結構なことで、私どもが本気でそれぐらいの覚悟を持って取り組むという姿勢を見せると言うことも大変大事ですし、そうでなければ説得力のあるアウトプットができないのかなという様に感じました、以上です。

(小島座長)

ありがとうございます。検証PTがヒアリングをやっていく時には、この5名で聴いていく、日程調整も含めてこれで出来るのではないかなと思うんですが、専門的な議論は10人程度と、日程の調整も難しいでしょうし、これをPTで拡充していく場合には、10人の方々にヒアリングも聴いてもらわないといかんというふうに思います。それは両方あると思うんですけれども。ちょっと役所的に考えると、設置要綱で知事の決裁を頂いてですね、作って、実質的に確保できるということと、手続き上の手間もありますけれども、ここは県庁のご意見を聞きたいと思うんですが如何でしょうか。

(事務局)

お話の中でPT自体を拡充すれば良いのではないかというお話がございましたが、その点に関しては、さすがに10の方が集まってヒアリングだけをするというのは作業効率としてどうかと、心配をいたしました。

私どもが設置要綱を設計した趣旨を申し上げますと、おそらくこの検証の切り口が幾つかに分けるんじゃないかなと、そうするとその専門性のある方が深めて議論できるんで専門委員会として構成した方が良いかなと。PT自体は結構総合的になっていますので、

専門的に関わったものをこのPTで総合調整するという設計をしたつもりでございます。

(小島座長)

ありがとうございました。辻本委員如何でしょうか。

(辻本委員)

非常に難しい問題があります。専門性というのはお互い相容れない所が一方ではあるんですね。一方、PTは先ほど蔵治さんが言われた様に馴れ合っている、馴れ合うって変な話だけど、立場が全然違ってやはり理解し合いながら一緒にやっていくことは大事なことです。合宿なりすると言われたんだけど、それが専門性の違う分野のものが10数人寄って集って馴れ合ったら、そんな場を持つことは逆に論理性とか客観性が非常に疑われる可能性があります。専門委員というのはそれぞれの意見で対立したらいいと私は思います。それをPTに持ってきたときには一つひとつの意見では対立しているんだけど、PTの委員の責任として、どういう所をお互いに認め合って、最終的な結論へ向かっていくということが大事だから、合宿でもしなさいという話になる訳だと思います。それぞれ意見の全部違うものが合宿して同じ様な頭に洗脳していこうというのが、洗脳というのはマズイ言葉だけれども、私はあまり専門委員会まで一緒になって馴れ合って、馴れ合うという言葉も悪いんだけど、そんな事はむしろ無い方が良い。専門家は専門家がそれぞれ違う意見を述べ合って戦ったら良い。我々PTメンバーも戦いたいところなんですけど、PTにはしっかり纏めていく役割があり、時には合宿でもして、どこが違うんだとかを5人ぐらいでしっかり議論することがいいことだと重みます。その違う2面性、意見を戦わせることとその中に共通点を見出さざるを得ないという2面性を取り込むという意味で、PT委員と専門委員は別々にして、専門委員会ではまとめるための議論はしないのが良いと私は思います。専門家が合宿して出来るだけ同じ様な意見に統合する様なことは、むしろ変なことだと私は思います。

(小島座長)

うん、ちょっと良く理解が出来なかったんですが。

(村上委員)

勿論、意見の相違は当然あって然るべきだと思います。しかし、9月に向けてどこで妥協できるか、どういうところでまとめるか、そこをを考えていくことが必要だと思いますが。今の辻本委員の意見ですと、やはりPTと専門委員会は分けてやった方が良いということですか。そしたらやはり原案どおりこれは認めて、新たな専門委員を私たちを含めて選任するという筋書きでよろしいのではないかと思います。

(辻本委員)

全員が入ることがおかしい。審議会なんかは様々な専門委員会があるから、審議会のメンバーが様々な専門委員会に入って、そこで拡大した専門委員会を作っているんですけども、今の場合、専門委員会は一つでPTのメンバーが全部乗り込んでいくというのは、ちょっと形としておかしいのかな、議論する余地があるんじゃないか。

(小島座長)

ありがとうございます。審議会の部会と専門委員会は、その部会に諮っている事柄を審議するために、ものすごく多くの課題があって、一つずつが専門的なものをやらなくてはならない、これを同時的に進行させていかなければならないので、専門委員会とはものすごく沢山作るんですね。出来れば、全員が入っていけないのではなくて、それだけの多くの専門委員会というのを部会の人たちが調整できないので、必ず部会の人が入っていたかなくてはいけないんですけども、全部入ってはいけないというルールはないです、極端に言うと。

部会というのは多分国の審議会が1つの例だと思うんですけど、国の審議会というのは利害関係者が実は入っていて、これは合意形成プロセスなんですね。ところが今回集まりいただいた人は、いわゆる、利害関係者という業界の人ではないので、専門家に入っていますから、その専門家の方々が専門委員会に入ることにそんなに障害はないのではないかというふうに思います。国の場合は業界の人、それから利害関係者も入れています、審議会に。その方々を専門委員会に入れると、専門的な整理と合意形成のプロセスが混在をしてしまうので、専門委員会を作る時にはそういう方々にはご遠慮いただいているんですね。そういうふうにご理解を頂ければいいのではないかと思います。

今日はいろいろご意見を頂きまして、基本的には設置要綱の形で専門委員会を設けるということと、PTの方々にはそういう考えで入っていただきたいというふうに思います。

とりあえず、ちょっと時間なので要綱は、専門委員会の設置というのは県当局との関係もありますので、もしこれが変わると大変なことになるのでこれはこれで。本来我々の領域ではありませんけれども、しかし運営のプロセスの中で了解をしておかなければならないことですので、専門委員会の設置ということについては、ご了解というところとちょっと変なんですけども、ご理解を頂いたと。

次に人選の話については、また別途、ちょっと時間もございますので、ご連絡をし、あるいは具体的な名前などもご推薦を頂きたいというふうに思います。50分になりましたので、次のヒアリングの準備もございますので、今日はこれまでにしたいと思います。いろいろご了解も、或いはご理解も頂きましてありがとうございました。それでは第1回のプロジェクトチーム会合を終わりたいと思います。